

子どもオンブズ制度(案)について

1. 子どもオンブズ制度の概要

制度の目的	子どもの権利擁護
対象としている 相談内容	子どもからの相談全て(子ども本人に代わっての相談も可能) (いじめ、体罰、差別、不登校、虐待など) ※親の悩み・子育て相談などは対象外
制度の特徴	・勧告権等をもつ第三者(オンブズパーソン)が子どもからの相談に対応する。
オンブズの役割	①調査(調査票による質疑、ヒアリング) ②調整(関係者・機関との橋渡し) ③勧告(市機関など) ④政策提言 ⑤是正の確認(勧告に対する報告) ⑥報告(報告書の作成、市長・議会への報告) ※他自治体における子どもオンブズ制度では、最初の相談対応を調査員等が行う。(最初の相談をオンブズパーソン自らは対応しない。)
オンブズの人選	弁護士、大学教授など専門的な知見を有する者
導入時期	未定
他市導入事例	兵庫県川西市、神奈川県川崎市、国立市、小金井市 など

2. 先行導入自治体における相談内容(類型)

相談内容(令和2年度)	国立市	川崎市	川西市
いじめ	5	16	14
交友関係の悩み	4		32
学習・進路の悩み	0		7
学校・教員等の対応	4	16	56
不登校	2		21
心身の悩み	4		10
家族関係の悩み	2		43
虐待	0	8	2
行政機関の対応	0		12
その他	3	50	20
計	24	90	217

※川崎市は分類が大きく異なるため、内容不明の場合はその他に計上

※川西市は複数類型の場合にそれぞれの累計に計上(R2のケース総数は76件)

3. 日野市での制度導入における留意点

- ・子どもが相談しやすい環境(制度自体の認知、相談しやすい相談窓口、相談相手への安心感など)
- ・相談を受けた後の適切な対応(市を含めた関係機関への適切な連絡調整)
- ・相談内容等の透明化(報告書の作成、市長・議会への報告など)

日野市子どもオンブズパーソン制度の骨格(案)

①	子どもが相談しやすい環境 (仮称)子ども包括支援センターが予定している「子どもなんでも相談」事業と連携を図り、相談窓口(入口)を一本化。子どもが相談しやすい相談環境を目指す。
②	対応の連携とスムーズな引継ぎ 寄せられた相談のうち、相談者が希望した場合に第三者機関であるオンブズ制度により対応する。日頃から子ども関連部署とオンブズパーソンが情報共有を図る。

